【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2019年5月10日

【会社名】 株式会社NEW ART HOLDINGS

【英訳名】NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役会長 白石 幸生

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目6番3号

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は

下記で行っております。)

【電話番号】 (03)3567-8091(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 松橋 英一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目15番2号

【電話番号】 (03)3567-8098

【事務連絡者氏名】 取締役 松橋 英一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時 報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2019年5月7日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

貸倒引当金繰入額(営業外費用)の計上

当社連結子会社の株式会社ニューアート・クレイジー、Hong Kong New Art Limited、台灣帕蕾拉有限公司及び非連結子会社の新魅(上海)珠宝有限公司事業について、事業の進捗や立ち上げの遅れに伴い、これら子会社に対する貸付債権等について、個別決算で貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上いたしました。

連結決算では、非連結子会社に対する貸付債権等について、貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上いたしました。

減損損失(特別損失)の計上

当社が保有する結婚式場に係る固定資産において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、特別損失として、 個別決算及び連結決算で減損損失を計上いたしました。

また、連結子会社の株式会社ニューアート・シーマでは、遊休資産の減損処理を行ったことから、本件を含めて特別 損失を計上いたしました。

子会社株式評価損(特別損失)の計上

連結子会社のHong Kong New Art Limitedについて、現在の財政状態等を総合的に勘案した結果、「金融商品に関する会計基準」に基づき、当社保有の株式の評価を見直し、個別決算において、子会社株式評価損を特別損失に計上いたしました。また、非連結子会社の新魅(上海)珠宝有限公司について、事業の立ち上げの遅れや今後の見通し等により、同様にHong Kong New Art Limited保有の株式の評価を見直し、連結決算で子会社株式評価損を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

貸倒引当金繰入額(営業外費用)の計上

当該事象の発生により2019年3月期第4四半期会計期間(2019年1月1日から2019年3月31日)の決算において、次のとおり貸倒引当金繰入額を営業外費用として計上いたしました。

なお、連結子会社における貸倒引当金繰入額については、連結決算上相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

<連結> <個別>

営業外費用72百万円 営業外費用290百万円

減損損失(特別損失)の計上

当該事象の発生により2019年3月期第4四半期会計期間(2019年1月1日から2019年3月31日)の決算において、次のとおり減損損失を特別損失として計上いたしました。

<連結> <個別>

特別損失259百万円 特別損失249百万円

子会社株式評価損(特別損失)の計上

当該事象の発生により2019年3月期第4四半期会計期間(2019年1月1日から2019年3月31日)の決算において、次のとおり子会社株式評価損を特別損失として計上いたしました。

なお、連結子会社の株式評価損は、連結決算上相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

<連結> <個別>

特別損失48百万円 特別損失6百万円

以 上